

事務連絡  
令和2年2月13日

障害者就労施設 各位

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会  
岐阜県セルフ支援センター所長

### 出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は当センターの事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までにFAXにてお申し込みください。

#### 記

イベント名	県庁展示販売【令和2年4～6月開催分】
出店施設数	5施設
販売日時	*開催日 4月17日、5月15日、6月19日 ※各日すべて金曜日 *販売時間 10:00～13:30
場 所	岐阜県庁1F 食堂前ホール
申込〆切	令和2年2月28日(金) 必着

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
  - ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。
  - ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ※食品表示法については、2020年4月から新法に基づく表示に完全移行します。ご参考までに下記をご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180518\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf)

（消費者庁〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインから引用）

当センターでは、2020年4月から新法に基づく表示に対応できていない施設の出店

はできませんのでご承知おき下さい。

### ◎お申し込み方法

・イベントは添付書類『2020年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入のうえ、申込〆切日までに下記の番号にFAXしてください。

※別添『2020年度イベント出店申込書』の出店日の欄には、出店希望日に○をつけて下さい。

FAX番号 058-275-4888

### ◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

### ◎利用料徴収について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

### ◎出店確定の連絡について

出店の可否については応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

#### ❖お問い合わせ先❖

岐阜県社会福祉協議会・岐阜県セルフ支援センター

TEL 058-273-1111 (内線：2526)

FAX 058-275-4888

担当：飯田

# 2020年度イベント出店申込書

イベント名	県庁展示販売【令和2年4～6月開催分】						
出店日	4月17日、5月15日、6月19日 ←希望日に○をつけて下さい。 ※各日すべて金曜日						
施設名	【施設名】 【住所】						
連絡先	TEL ( ) FAX ( ) 記入者名 ( )						
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名: ) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)						
販売内容		商品名	単価(税込)	個数	加工食品の食品表示 (2020年4月時点)		
		1		@		新法・旧法	
		2		@		新法・旧法	
		3		@		新法・旧法	
		4		@		新法・旧法	
		5		@		新法・旧法	
	【冷蔵庫等の備品はセルフ支援センターで準備できません。予めご了承ください。】		6		@		新法・旧法
			7		@		新法・旧法
			8		@		新法・旧法
			9		@		新法・旧法
		10		@		新法・旧法	
特記事項	※販売促進の行為等があれば記入してください。						

岐阜県セルフ支援センター行き  
FAX 058-275-4888